

議第6号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

令和8年7月2日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 東 田 真 希

提案理由

女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすることは、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩となり、男女共同参画社会の実現に向けた大きな力になるため、早期に批准に向けた検討をされるよう求めるため。

(別記)

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書

1979（昭和54）年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は、1985（昭和60）年、この条約を批准した。2026（令和8）年現在、189か国が批准している。

1999（平成11）年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成12）年12月末に発効している。2026（令和8）年現在、条約批准189か国中、116か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、司法制度や立法政策との関連での問題の有無、また同制度を受け入れる場合の実施体制等について検討が必要である。

については、国におかれては、その課題の整理を進めるとともに、各方面からの意見等も踏まえ、慎重かつ丁寧に締結への環境整備に向け、検討を早期に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

様

京都府 京丹後市議会